

国民健康保険の税率見直しの主旨

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、この事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

国民健康保険は、保険税収入、国庫支出金及び県支出金を主な財源として、その事業に要する費用の賄うことを原則とした制度で、被保険者に一定程度の保険税の負担を求めています。

また、国民健康保険は、低所得者層の加入割合が高く、経済不況とも重なり、保険税収入の増加が期待できない中にあるにもかかわらず医療費は増加傾向にあります。

平成 18 年 6 月に成立した「医療制度改革法」は、度重なる医療制度改革の中でも、昭和 36 年の国民皆保険の創設と並ぶ最大級の改革と位置づけられ、医療保険制度に医療費適正化計画という仕組みを導入するとともに、新たな高齢者医療制度の創設等の制度体系を大きく改め、医療提供体制等の改革も行っております。

平成 20 年度から、後期高齢者医療に財政支援をするため、保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分追加、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の財源調整が行われるなど、財政の仕組みが複雑になっております。

国民健康保険は、構造的な課題を多く抱え、この事業の財政収支見通しを的確に把握することは困難な状況ではありますが、保険者には、将来にわたり安定的に持続可能な事業運営が求められております。

国から示された係数をもとに、21 年度の国民健康保険特別会計予算を積算した結果、104,241 千円の歳入不足が見込まれ、町の財政が一段と厳しさを増す中で、この額全額を一般会計からの繰入れで賄うことは難しく、昨年度に引き続いて、被保険者の皆様に不足額の一部を保険税率の改正でお願いするものであります。

なお、このたびの見直しは、医療給付費分の税率を改正するものであります。

保険税率の基本的な考え方と改正内容について

保険税率の設定は、国が示している標準割合が基本になります。

低所得者に適用される保険税の軽減（7割、5割、2割）は、一般被保険者

医療給付費分の応益割合(算出税額に占める均等割額と平等割額の割合)が45%以上55%未満の範囲であることが条件であります。

本町の保険税賦課割合は、別表1の(1)に示すとおりであります。別表2の(1)に示すように、資産割を賦課しない保険者がありますが、応能部分(所得割・資産割)と応益部分(均等割・平等割)の賦課割合を基本に考えると、資産割の引下げは所得割の引上げにつながります。

今回の税率改正は、将来にわたり国民健康保険事業が安定的かつ持続可能な運営になるよう、国民健康保険の財政健全化を目的に改正をお願いするものであります。

保険税の賦課割合を重視し、被保険者の生活実態や所得状況等を検討して、応能部分の所得割の比率を高め、応益部分を据置いた保険税率の改正を行います。

国民健康保険税(医療給付費分)の税率改正について

賦 課 区 分		現 行 税 率	改正税率(案)
医療給付費分	所得割	5.30%	6.00%
	資産割	20.00%	20.00%
	均等割	27,000円	27,000円
	平等割	24,000円	24,000円